

A 気料の徴収の質問に対し、平成20年4月から、小中学生の電気料は100%減免の実施と答弁をいたしましたが現在の状況、つまり子供たちが施設を使用した際の電気料の減免は図られているのかお伺いいたします。

A 教育部長 町村合併当初、無料であった学校開放に伴う小中学校体育館の電気料について、行政改革の具体的な計画である集中改革プランにより、平成20年4月から有料化としました。それに伴う減免措置ですが、小学校が使用する場合は、100%減免しております。ただし、学校体育館以外の社会教育施設などの電気料については、平成21年度からは減免をなくし、実費相当分の電気料を負担していただいている所です。

Q 積極的に投資を行う非常に優先順位の高い施策として、教育は山武市の最重要課題になっているというところで考えるとき、優遇措置を設けていただけるよう考えてはいただけないか？

A 市長 昨年度は減免措置というものがあり、この

4月からそういう措置をなくしたということで、半額の減免措置がなくなりましたので、電気料が倍になつたということです。行政改革の面で、将来の健全財政を堅持するということから見直しが図られ、その中で、受益者負担という考え方で、照明料は満額をいただいてますが、行政改革という面と、教育、特に社会教育、あるいは青少年健全育成という面の両側から、それぞれの考え方があり、どちらも間違った考え方ではないということで、この点につきましては、どこか線を引いていかなければならぬと考えてございます。

Q 介助員について

A 教育長 A D H D を含めた発達障害については、早期発見、早期支援が大切であると考えております。発達障害の診断があるなしにかかわらず、本人にとって学校生活上、特別な支援、介助が必要かどうかで判断して、必要に応じて特別支援学級を勧めたり、介助員をつけたりしております。

Q 現在、山武市内の小中学校に介助員は何人いたらつしやるのか、また保育所、こども園にも配置されているのか？

A 教育長 現在の介助員の数は25名です。内訳は、幼稚園が5名、小学校17名、中学校が3名となっています。

A 保健福祉部長 保育所、こども園につきましては、臨時職員の増員を行つて確保しております。それと学童ク

ラブについても、非常勤職員を必要に応じて配置しております。

Q A D H D の学童期までの発症率は、男子のほうが女子よりも高いとされていますが、女子の場合は、多動が目立たない不注意優勢型に分類されることが多く、発見が遅れがちのため、認知される人数が少ないと推測されることがあります。そのようなA D H D の可能性のある児童への対応は図られているのでしょうか。

Q 公有財産について

A 教育長 A D H D を含めた発達障害については、早期発見、早期支援が大切であると考えております。発達障害の診断があるなしにかかわらず、本人にとって学校生活上、特別な支援、介助が必要かどうかで判断して、必要に応じて特別支援学級を勧めたり、介助員をつけたりしてあります。

Q 平成17年4月1日に、発達障害児障害者支援法が施行され、公的支援が立ち、遅れがちだったA D H D 患者の支援を含め、特別支援教育の支援策に弾みがつくことが期待されておりますが、この

A 市長 発達障害者支援法にありますように、特に各機関が連携して、教育機関と福祉機関が共同連携の中で、支援を効果的に、継続的に行つていきたいと思います。

A 総務部長 普通財産は約21ヘクタールあり、そのうち利用されていない、利用されているかどうか確認がとれていない土地は14ヘクタールに上ります。具体的な施設そのものは、行政財産ということで現在使われています。ただし、教育委員会部局の松尾や蓮沼の給食センター等が、今、使用をしておりません。そういうものを今後どうするかは、今後の検討課題だと思っております。

